

事 務 連 絡

令和元年 5月17日

倉敷市スポーツ振興協会専門部 各位

倉敷市スポーツ少年団 各位

公益財団法人倉敷市スポーツ振興協会

事務局長 中田 智敏

「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について

平素から、本協会のスポーツ振興につきましては、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、日本スポーツ協会を通じ、スポーツ庁より別紙のとおり通知がありました。

つきましては、次のことについて、通知の内容を踏まえて適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

- ・各種大会の競技会場において選手や指導者、観客等に受動喫煙が生じないよう競技大会の運営に最新の注意を払うこと。
- ・受動喫煙防止にあたり、練習場や合宿所等スポーツを行うすべての場所において、すべての関係者を対象に取り組むこと。
- ・20歳未満の者は受動喫煙による健康被害が大きいことから特に配慮を行うこと。
- ・選手や指導者に受動喫煙防止に関する啓発を可能な限り行うこと。